

第七十三号議案

東京都立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一項中「第四条第一項ただし書」の下に「（法第五条の九第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の七第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「次項」を「第五項」に改め、「百分の十」の下に「（次項及び第四項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）」を加え、同条第五項中「前三項に」を「第二項及び前二項に」に、「前三項の」を「第二項から前項までの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項に規定する休養施設」を「第二項に規定する休養施設」に、「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「前項に規定する建築物」を「前三項に規定する建築物」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 認定公募設置等計画（法第五条の七第一項に規定する認定公募設置等計画をいう。）に基づき公募対象公園施設（法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設をいう。以下同じ。）である建築物（前項及び第五項から第七項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の百分の十（前項及び次項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 公園施設設置管理協定（都市再生特別措置法第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定をいう。）に基づき

滞在快適性等向上公園施設（同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設をいう。）である建築物（第二項及び次項から第七項までに規定する建築物を除く。）を設ける場合は、都市公園の敷地面積の百分の十（前二項に規定する建築物に係る建築面積の敷地面積に対する割合を含む。）を限度として前条の規定により認められる建築面積を越えることができるものとする。

第三条の七を削り、第三条の八を第三条の七とする。

第九条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「同じ。」の下に「及び協定一体型事業実施主体等（都市再生特別措置法第六十二条の五第一項に規定する協定一体型事業実施主体等をいう。第五項において同じ。）」を加え、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 協定一体型事業実施主体等からは、都市再生特別措置法第六十二条の五第三項に規定する使用料の額を徴収する。  
第九条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第五条の七第三項及び都市再生特別措置法第六十二条の五第三項に規定する条例で定める額は、別表第三に定める額の範囲内において東京都規則で定める額とする。

別表第三 二の項中「七百七十三万二千三百円」を「七百六十七万四千四百円」に改める。

別表第四中「千四百四十六円」を「千四百四十九円」に、「千二十四円」を「千二十六円」に、「四百九円」を「四百十円」に、「五百十二円」を「五百十三円」に、「第十七条各号」を「第十八条各号、第十九条及び第二十条各号」に、「八千百九十二円」を「八千二百八円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

使用料及び占用料の上限額を改定するほか、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行による都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。